

再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）

令和 2 年 2 月 4 日
調達価格等算定委員会

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、長崎県五島市沖に係る同条第 1 項に規定する公募占用指針に関し、同条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 10 号に掲げる事項について、以下のとおり、調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。

経済産業大臣におかれては、本意見を踏まえて、当該事項を定めることを求める。また、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

（1）対象発電設備区分等（法第 13 条第 2 項第 1 号関係）

- 対象発電設備区分等は、「風力発電設備（浮体式洋上風力）」とする。

（2）当該再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号関係）

- 最大受電電力は 2.1 万 kW を限度としつつ、発電設備の出力は上限を設定せず、下限を想定出力（2.1 万 kW）から 20%を減じた 1.68 万 kW とする。

（3）公募の参加者の資格に関する基準（法第 13 条第 2 項第 5 号関係）

- 「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」と「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」の合同会議において平成 31 年 4 月 22 日にとりまとめた中間整理を踏まえ、経済産業

省と国土交通省が令和元年6月11日に作成した「一般海域における
 占用公募制度の運用指針」において例示された参加資格（「申請者に
 国内外における風力発電の設置及び運営実績があること」を除く。）
 を基本として、設定することとする。

（４）公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び
 期限その他保証金に関する事項（法第13条第2項第6号関係）

- 公募参加時に納付する第1次保証金は、500円/kW、選定後に納
 付する第2次保証金は、5,000円/kW、選定後12ヶ月以内に
 納付する第3次保証金は、13,000円/kWとする。
- 保証金の没収事由は、以下の表のとおりとする。

	保証金 の種類	没収事由	没収額
1	第1次保 証金	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者 による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無 効とされたこと	全額
2		公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結 果が公表されるまでの間に公募参加資格に関する基準の いずれかに適合しなくなったこと	全額
3		当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかか わらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証 金を提供していることが確認できなかったこと	全額
4	第2次保 証金又は 第3次保 証金	再生可能エネルギー発電事業を中止した場合	全額
5		再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期 限までに認定を取得しなかった場合	全額
6		保証金の提供に代えて提出した保証書の効力が消滅した 場合（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証 金相当額を納付した場合を除く）	全額
7		公募参加にあたり談合等の不正行為を行った場合	全額
8		暴力団である場合等	全額

※第3次保証金の提出期限までに必要な第3次保証金を提供していることが確認できない場
 合は、第2次保証金は没収する

（５）供給価格上限額（法第13条第2項第7号関係）

- 36円/kWhとする。

(6) 調達価格の額の決定方法 (法第13条第2項第8号関係)

- 36円/kWhに消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。

(7) 調達期間 (法第13条第2項第9号関係)

- 20年とする。ただし、選定の日から8年を上限に公募の参加者が公募占用計画において事業開始日を定めることとし、これを超過した場合は、調達期間を短縮する。

(8) 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期限 (法第13条第2項第10号関係)

- 選定の日から1年とする。